



志
保
之
利
三
篇
二

僧 5
508
32



508
32



志ぬり之巻之二

足利家

三家 吉良 石橋 澗川

三管領 斯波 細川 畠山

四職 山名 一色 京極 赤松

付内之家ハ長柄の塗裏免許所ノ今後伝紀戸

三家塗裏に系移ハ彼の例とウク

○ 祢書此市子松君と忠輝君上落と密子取此所

山城守忠輝君と隠して書ひ甘んばる長巳年

西月松君曰し也此後語しそ初出ひせたる又信忠ハ

平忠親老う書ひなるもの人云りそ如し

宰相利長の頼子とありまじりてさし進りり事ハ
世小のまじりてあり

昔佛家小觀音講りてと世仔細傳と縁結ん
し疾を集り代りて其息を殖し其の費ハ
供ゆる是市井の踏費此後其の若の爲にて其の儀
あり予意に水滸申とにけりあり其見はさるる
上京今出川に大泉坊より客居仔細傳申此
後予の傳りて何事も其母を以ては捨断す
所祈りたりて其書とあり

仔細傳に代り信を申し其後其母を以ては
其母を倒れしりて其母を以ては其母を以ては
仔細傳に代り信を申し其後其母を以ては
其母を倒れしりて其母を以ては其母を以ては
土日九日 貞觀 長高

上京今出川

大泉坊を又慶ねあり

けをひて見事な時侯の事ありと今川にされ
相州友成清淨光寺十世の他河上人南條の
佛某小倉宮の所子初は予度也也是朝有款及令
子親我此所師なりしり
後多ね院西狩の後ハ朝憲いりて慶も其後邊り
其多に多かりし正徳の何年号 龜山の上皇を以て
を証し其の事と敷志ありしに其後其國にあり
貞時 弘安より上皇と遠慮に近き事あり
少はせりて院思事とあり其盟書と今所不納あり

正申元年在神代也。因乐を初めしを中州之名に因りて
時を時とて遷居を授け、世に神代といふ。是の
又を初めしは、是の神代に因りて、
初と云ふ也。是の神代に因りて、
是に盟誓言の所を初りし。是の神代に因りて、
皇家に神代を初りし。是の神代に因りて、
是の神代に因りし。是の神代に因りて、

是の神代に因りし。是の神代に因りし。是の神代に因りし。
又一卵の目。是の神代に因りし。是の神代に因りし。
卵ハ卵とて、是の神代に因りし。是の神代に因りし。
造化の始。是の神代に因りし。是の神代に因りし。

男女一人も別を生まる。托胎胎の時、自是より、
男子の法をあらしめて、造化の工と歌を初と約ハ
を憎む也。是の神代に因りし。是の神代に因りし。

。是の神代に因りし。是の神代に因りし。是の神代に因りし。
是の神代に因りし。是の神代に因りし。是の神代に因りし。
是の神代に因りし。是の神代に因りし。是の神代に因りし。
是の神代に因りし。是の神代に因りし。是の神代に因りし。
是の神代に因りし。是の神代に因りし。是の神代に因りし。

中流通茂永室歌

老の身と中流とと人、是の神代に因りし。

源為朝所立卜為朝塚ハ古渡村東泉寺近境アリ
不審為朝ノ尾張死セシト為朝五男ニシテ意フニ別為朝云
人アリシニヤ誤セラレ

○我朝ニ螺ノ吹ハ胡俗ナリ賢愚經十ト、アリ宝塚、
稱ハ妻ヨリ洛屠我ノ書ニ山夕リ

○洛東淨土寺村ニ安西也。純山本中山ノ西家也。此地
諫ナシ是ハ義政意照院ニ移リ玉ヒシ時近仕セ人屠
トカマ世ニ云安西柿ハ木安西我ノ家ニ我ニ種ナリトテ

○源賴義朝臣東奥ヲ征シ賊ノ耳ヲ殺テ京師移リ
来リ一地埋ニ堂ヲ建テ身陀陀ノ像ヲ安置セテ今云條
坊門西洞院ノ西耳輪堂是ナリ。豐巨秀吉朝録ヲ政録人

ノ耳ヲ取り洛東方廣寺境、埋ニ耳塚呼ビ耳輪堂、
例ヲ繼レシトナシ

○紀別道成寺鐘今京師妙滿寺日蓮アリ銘曰紀
州日高郡矢田庄

文武天皇勅願所道寺治鐘勸進並別當法眼定秀
檀那源萬壽丸并吉田源賴秀乃合山諸檀越男女全願
道願小土木史等長曆十四歲亥三月十日

按スルニ源氏八幡城天皇弘仁五年五月八日皇太子仁源
姓ヲ賜先此延曆ノ時源萬壽及源賴秀等凡ル下
不審ナリ若延曆ノ字誤レ凡者歟

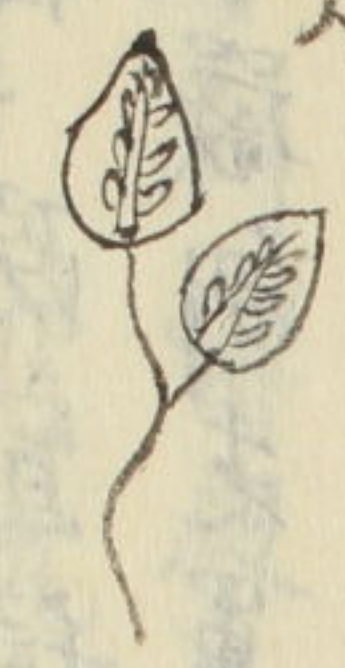
名古野城主今川丸馬助源氏豊女中野又其御堂喜娘

ケル重吉、女也。田祝司ノ家ナリシカハ重吉老後田嶋翁
 居シ其妻ノ為ニ禪刹ヲ建テ香火ノ場トセリ。秋月院只
 彼妻女秋月尼韻宗桂禪尼ト稱ス。是月院僧
 小野同昌田大中寺十世ノ住持。建宗実和尚重吉、慶長
 二年戊辰三月晦日田嶋於テ卒セリ。法名ハ字實宗。宗參。是今
 其牌子其ニ寺ニ安置セリ。

○灸丈一灼ノ一壯ト東吳ノ都印リニ餘贅筆云用テ灸一灼ヲ
 謂文ヲ一壯ト沈在中カ曰以壯人ヲ法其言若ク壯人當依此數
 老幼宜處弱量カ減文トイヘリ。庸醫人コレテ壯成四ナラシム
 凡故壯トイフハ沈氏ノ説ヲ見サル誤ナリ

○毛利掃部助及加賀井深八郎友人八尾外中嶋郡大須左

小野村真福寺の泉危なりしとリ。重吉其の幕下ニ
 屬シ宋地の朱印章を以テ毛利氏ハ昔ニ村と代々伝セリ
 後村上院皇子仁瑜法親王直ノ福寺かこ井八郎あり後即佐ト成格ニ 暮の時に其坊
 友なりし宮廷化の後自所を押取シて住持セリと云
 ○賀茂系に葵桂名種をわらうと稱セリ



桂
 此の木のしるし
 赤のれしをみる人々
 知れしつらうと云ふ

○信長法皇此跡跡を慮り横又六間に遠りたてに柳柳
 と桂一む時に田畑此貴魚一時の人為書小
 世ハ地獄道ハ極楽人ハ界身濁酒ありと云

○信長殺害此後大政大臣を懐く信忠に代るを
後一作の中多内拜の礼に冠すの世を比して
一して賜官をらりと云云有るにまおのり

○法華宗追卻 院宣案

被う院宣稱近日有類之僧徒為諸宗讎敵禁誡之
趣嚴制先軍而無憚憲章不恐勅命左居洛陽
繼黨於道場引率弟子同明妄稱法華持者是之
自宗飽彼夫台之所説日月我之教相豈如斯乎雖似
展轉隨喜之功德忽犯誹謗正法之罪障以外道
行義偏表邪惡按本朝之比附科坐哉為法不
可不禁示宣印廳衙進卻京都旨院宣如斯

仍執達如件 正慶三年二月八日

吉田中納言也
擢中納言定資奉

謹上中御門中納言 別當殿

別當宣

法華宗門事

任被仰未々之旨被一類ノ僧徒早可被追却洛陽之
旨別當殿仰所候也

仍執達如件

三月十日 前土佐守榮素奉

謹上高倉博士太史判官殿

○家相公墓誌 人見友元制

寛永十八年 辛巳八月三日降誕

征夷大將軍 從一位右大臣

延寶貞八庚申五月八日薨

可致有院殿殿正一位大相國公

御仕記

正三位源家納

右可贈正一位

中將威振乃邦化溢四海曾知世武德

且今宜遵暢終之禮或永贈以頌之

恩可依前件主者施行

延寶貞八年庚申五月廿日

中務卿關

正四位下行中務大輔 臣 源朝臣資冬 宣

正四位下行中務女輔 臣 藤原朝臣祐宣 奉行

。尾陽木貫此水也武成八源氏又八藤原等各領其譜

之勲也極其功に春日井那水也村住本跡に思ふ家系

累代に高望王の之男法守府將軍平家兼の子武智

公雅の裔なり治承四年四月の下知状に外代に古徳状

ありし中にしるしに承合條の時そ承合水也年七物

小文に所置役の時承合條に承合の少文に承合年七物

也しるしに承合水也致類意永十九年此承合傳中に在

承其口宣今次は承合傳中に承合永十九年十月大百承合承

感意寺に築し 義中院仁安寺宗智指士と号せし

先祖山田郡志談御司職と八幡院より補助州を移居
有水池の度流に志談氏と水池代と此城に上り此城
一とす村の北にあり水池の北に命城の内府に住居
此地と成り内府死流の住居人より凡佐津より
正徳の初年八代とし八幡院下につきて御家と記す此の事
皆一統し御家系と名を流すと移す

○ 貞和五年十月尚書將法文之師を以て屬部を修
一馬宮系を親元入道喜の中將の御信長傳言の城
後より住居系顯明の書城に御家とす自ら每至
五年此書系を改改り信長傳の在りて御家系
宮とす信長傳の書系を改改り信長傳の在りて御家系

一 御家系を以て御家の御家とす信長傳の在りて御家系
遠河内には御家系を御家の御家とす信長傳の在りて御家系
此二の宮系を以て御家系とす信長傳の在りて御家系
信長傳の御家系を以て御家系とす信長傳の在りて御家系
とせしや御家系を以て御家系とす信長傳の在りて御家系
御家系

御家系を以て御家系とす信長傳の在りて御家系
大塔志雲僧正御家系 宗良親王

信長傳の御家系を以て御家系とす信長傳の在りて御家系
諸河内には御家系を以て御家系とす信長傳の在りて御家系
御家系を以て御家系とす信長傳の在りて御家系

二心方より一まやうなるに吾と感一

身といふはすなは海の沖津あたりにたるといふ
夜あけついでにわけて我々の如く身は身を
さやうにやう

身は身をさやうにやうにわけて我々の如く
甲斐又共玉一白のやうにして其れゆり
とつとつとにさうに

北にさうもさうにさうにさうに
甲斐又共玉一白のやうにして其れゆり

かりとめれりさうにさうにさうに
信は玉ちのやうにさうにさうに

身は身をさうにやうにわけて我々の如く

如く我々の如くさうにさうにさうに
其年のさうにさうにさうにさうに
館に白のやうにさうにさうに
和使りして我々の如くさうにさうに
さうにさうにさうにさうに
今いふ向もさうにさうにさうに
為定のやう

音はさうにさうにさうにさうに
身は身をさうにやうにわけて我々の如く

四年二年無文和尚入唐して往山寺に上れられ

寺北尾山に於て^{宗良の}同元年^の南帝

山明御の平里如雲^長將等に^長宗良親王信別より吉野へ

宗良親王信別より吉野へ^長宗良親王

移れたるに^長我は^長此は

と^長信別大河原一^長文中

二年此を又吉野へ^長云

天授二年二月吉野村上院七回^長日野大信正を

清和

宗良の^長此は^長此は

類を^長云

云々^長吉野の^長此は^長此は

同二年七月七日南帝は^長宗良傳歌十首と^長南帝

の後尾山院あり

宗良の^長此は^長此は

云々^長宗良の^長此は^長此は

云々^長南帝に^長此は^長此は

宗良の^長此は^長此は

云々^長宗良の^長此は^長此は

同冬に軍を^長宗良信別下向^長此は^長此は

云々^長南帝に^長此は^長此は

云々^長宗良の^長此は^長此は

の^長此は^長此は

源也一中常氏流連餘孫りしたるは法然了
なりと祈の事あり情哉おれこの心もよきこと
又とよめらち坂を越ぬの事平らんと考へたり考へたり
とくし是れ吉吉の録記りし事なり所ありは所相
具えりし事あり諺録に存せり忠吉安んじし事あり
一を落本小入りて後兵と泉南を遺し提し京師了
法然おやそ友心揚正とて詔言倒にちりし事
次マ十二月十八日大砲を放たしん事と破也し事頼
比日山里の神庭に謁し別限を去りし事あり
頼さんよせし事あり嗚呼の事あり

或回世良田有親王並り上人の事なりなりと考へたり是は
何代の時し事曰け事一考へにせし事曰回回上人抄あり
信の先年なりし事ありなりと考へたり別ち後のはる事なりなり
多志ありし事ありなりなり一梅りし事ありなりなりなり
他何代人の事なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり
なり見は回回して永亨十一年十一月十日自ら教へる事
なり子有親王所父子時なりなりなりなりなりなりなりなり
十代の上人の時なりなりなりなりなりなりなりなりなりなり

酒井雅樂卿源廣親ハ世良田之河守源親也
此の子雅也正親也此祖也或記に酒井子也師
原忠則永亨の頃秀別信成村住りし後江口
岡古原下此處に移りし事ありなりなりなりなりなりなり

二條良基武家卜議之宗光院流闕後光嚴院之系
武家此親之流家に居りて二條家之後の所を將軍家記號
と授けり今に可なり

湯基義時持基義持持通口上政嗣義政尚基義尚

尹房義時晴良義時昭實義昭康道神名時光公綱平有

○始祖 始之根基叔孫之祖 或曰鼻祖 先祖 非其自始祖之子 且高祖之子

高祖 最高在上 曾祖 推上祖轉接之意 大父 祖父也

父 **已** 子 百物子次子子子 孫 孫者續也

曾孫 曾日稱重 玄孫 玄孫也與高祖相懸也 來孫 言往來之親

日房孫 日房後也又貫情遠而 仍孫 仍重也又曰以

耳孫 言其去高祖甚遠但同之已 後胤 後代子孫也

○系家に諱を記す習ありた人ハ其後諱表の存改あり
者ハ其の存を能く其ハ之傳教あり

良嗣改忠嗣

少子書也又地トシテ其後を聽かば其に始り
に近し一人ハ其の存を能く其ハ之傳教あり

高氏改尊氏 又古臣公ハ其の存を能く其ハ之傳教あり
後の名とす也 同上

義教元 義宣

義教初ハ僧形二十歳の時本姓變一叙尊の時に於ての
宣妙の付時義宣と稱し永享元年は小將軍宣孝の時
義教と改めし一是後の名とせし

義政元 義成

義成の名ハ父安之守の名字定比時辰年と源朝一
諱ありしとて平治二年は比治義政と改めし一
け寺の例とてて書し一地下乃の御持しとて治
とて比治のふとてしりてて申に家と改めし一
久し一官位ハ任叙ありし所比名とて改集し比
とて一今系漢比治とてて王威の今とて改めし

一多あり

○書の上家名は比治とてしりてて申言しとてて比治
二つは女納言比治名は比治大内記の平比治とて
み持或は女体尚皇ハ明經比治とてせり

付れありて比治ハ公家名也尚皇比治大内記

比治の平公家名也比治ハ公家名也尚皇比治大内記

比治の平公家名也比治ハ公家名也尚皇比治大内記

比治の平公家名也比治ハ公家名也尚皇比治大内記

比治の平公家名也比治ハ公家名也尚皇比治大内記

比治の平公家名也比治ハ公家名也尚皇比治大内記

比治の平公家名也比治ハ公家名也尚皇比治大内記

尾法王八天香詣山令此齋王造とあるは奈計其果
如所印此社造し之河を以て法河の字を尊志社造
の字を齋回造と改て了何法非の屬者印此社造
尾法王造小止與命 尾法王祀于穴電上神社なるは法王
此より
之河王造知法夜命 命を以て王造印及美命物法河
回造行堅石令 再改

尾法氏と物部氏ありと及乎此社とありは鏡連日尊
少連の尾法之河を以て其社也或曰其青の東邊の尾
延喜七年戊午九月十五日号命之印信原とありの
柳宮より遠別二侯の古跡あり石塔ありあり西
光院ありありとけし河傍所外ハニ在り中本下

け寺ハ信康との沙舟筑山殿番士の場なり

。寶永七年琉球の王子國本朝也時方之信
燕氏澤亭に死して王子令して是を葬むる碑と

彫り建其表日

碑ノ高ニ人オテ四方圭頭

琉球 燕姓中西竹地登之々其墓

其表云

燕姓中西竹地登之者琉球國中山王使美皇子

家臣也從美皇子征江都時宝永七年庚寅十月

首因病死遠別濱松驛行年四埋葬於西見寺也

同官入返血誌

。惣田の祠官なる并の之を以て山を掘出

此石を世帯花と呼ぶ神木のをとぎて一と一に置る

○扇指切名の袖手切名 瓶瓶は口の広い 壺頸の付

麩日本キニ類まき云 日本ノ水カクノ乳 壺腹ノフルル 壺口ハサリシテ 底ハソキク 明本ハ口ハク

礫石ノクホキ四様モ 礫石モミヨス 白石 木龍石 木龍石 木龍石

匠龍石 匠石 匠石 匠石 匠石 匠石 匠石 匠石

錫ヨコニハカリ目ヲ 錫切メルヤスリ 錫切メルヤスリ 錫切メルヤスリ

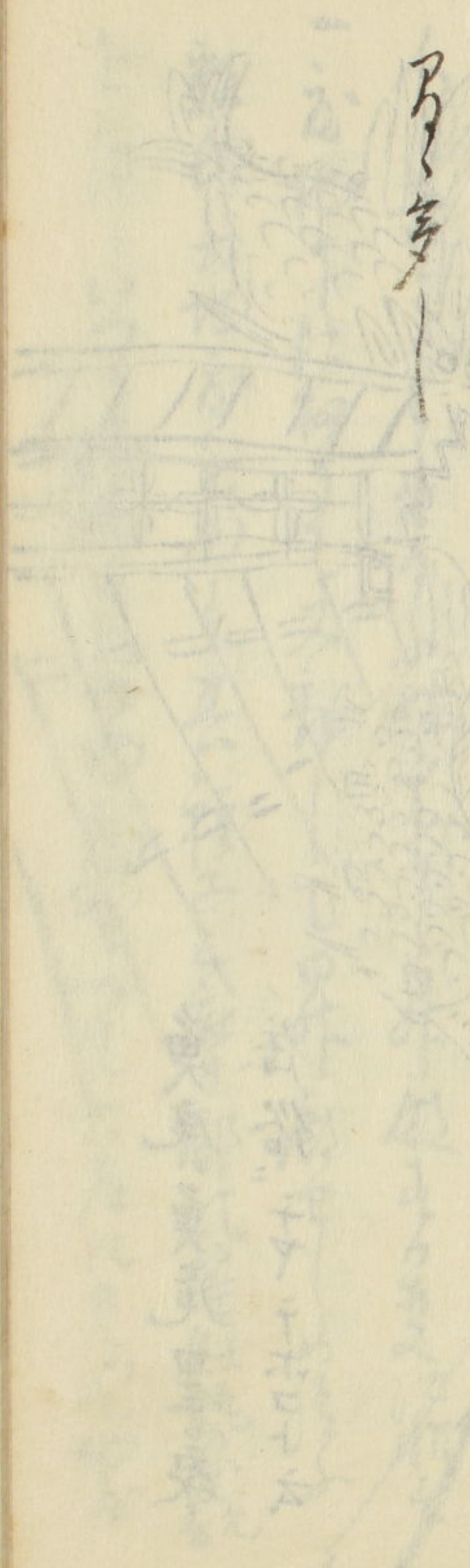
○寛永十一年柳屋宮家の若君始て口まきの時今何して
は并に後世までして一家の若君供奉此石を御座り
紀水のお家の許諾一のりには柳屋宮作白丸納言の職に
てす位此石に供奉の礼と稱す事いふこと例と申すは
何れも忠節公位り多き事いふに御座りし尤お樹の長者且

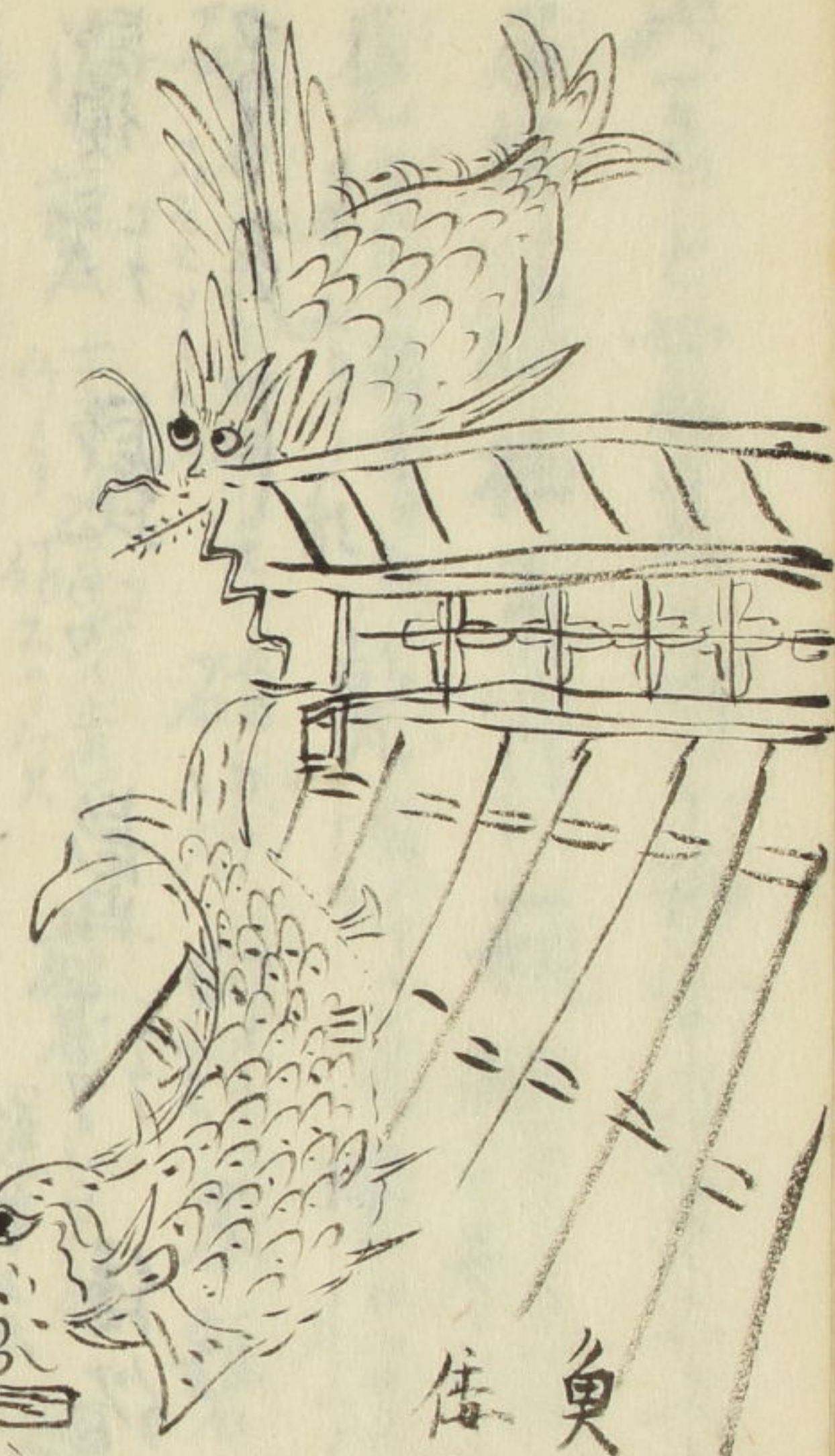
大臣なりしと内子御公供奉此石をなすこと公色正
て曰父と云いし我々お公の子なりし忠節公位り多き事
次をいふ今に石山王社に供奉す事いふこと忠節公位り多
し一と一に置る今に御座りし

○殺面書物 竹筒 外題 書目 牙籤 象牙小筒 牙籤

○鬘髪 鬘髪 鬘髪 鬘髪 鬘髪 鬘髪 鬘髪 鬘髪

乃々々





魚尾の魚尾星象
俗にヤナコト云

泉獨頭

俗俗飛龍ト

りし物なり

大正... 泉獨頭... 俗俗飛龍ト... りし物なり

- 月氣ハ入山習ハ法ヲ切りまじにツルカスこと分りしモノ也
- 昔今より大記の醜に付多と云ル也の事傳と云ル人
- 是ハ是ハ原手多廣此方部和撰十新教此部に在
- 佛經に女人自佛より湯浴に入テ骨肉を熟離
- 其鬻と云食ハ一と云と云テ賢愚花押此遊女
- 自才と云ハの家ハ入嬢を販テ活命也方者是能
- 揚子江流名家ね林家不代々相承の印凡罪處此
- 人々帝にさすセリヤ時ニさす昇殿者多ク又ハ此を
- 一が地下に初りしヲ和して昇殿也一ハ後子
- 輕兵古地をを初も其程子ヲ解テ耶飛等經執事也
- 是所より揚子江に古地を以て古地に立ル地也

此の使者と云はるる所の像

熾摩手使者地獄持宝童子鬼大刀使者畜生

大慈天女羅漢宝藏天女道持天使者道

右金剛智羅漢の儀執仁足道

○地倉の密山号如来金剛或悲聚金剛

○三手觀音三十二七面四十臂或八臂二臂八本多手

本身本面可頂上陈陀佛面是身陈陀四臂可左右前後二十五面

准提觀音八儀執西臂四臂八臂十臂十臂十臂

三臂半四臂等の異記あり

目録に云はるる如くは...

金剛藏王八十二面一百八臂一説に佛面二十六菩薩面十五

○宝永七年庚寅十一月十日

新帝御即位御紫宸殿

内辨 九條元大臣輔實公

外辨 大炊御門大納言經音卿

三條中納言公統卿

坊城中納言後清卿

冷泉宰相為細卿

廣橋宰相兼廉卿

擬侍從

元

滋野井宰相中將公澄

竹屋丸衛門佐光兼

東坊城少納言資長

油小路宰相隆典

竹内彈正大弼惟永

唐橋侍從在麻

高辻少納言總長

大將代

池尻右兵衛權佐共條

右士御門兵部少輔泰連

次將

金剛丸二二押小路丸中將實定

川鱒丸中將實詮

藪丸中將嗣義

山本右中將公尹

花園右中將實仲

櫻井右中將氏敦

攝政 大政大臣家照公

外畧之 於東都三家及諸大名登城賀御即位

○同八年辛卯正月元日天皇御元服

同年四月二十五日甲申改元正徳元年

尚書大島護曰正徳ヲ利ヲ用ヲ厚生ヲ惟和高辻内記總長

政元定公卿

朝臣高文

二條右大臣綱平公

九條右大將師孝御

三條大納言公統御

冷泉中納言為綱御

久我中納言惟通御

就息尾中納言隆長御

六條宰相有基藤御

野呂宰相定基御

一万里小路宰相尚房御

○五月朔日關東領告改元於諸國

諸家登城
加賀之

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)

